

(仮称) 門真市立生涯学習複合施設
基本設計等業務委託
審査基準

令和3年10月

門真市

目 次

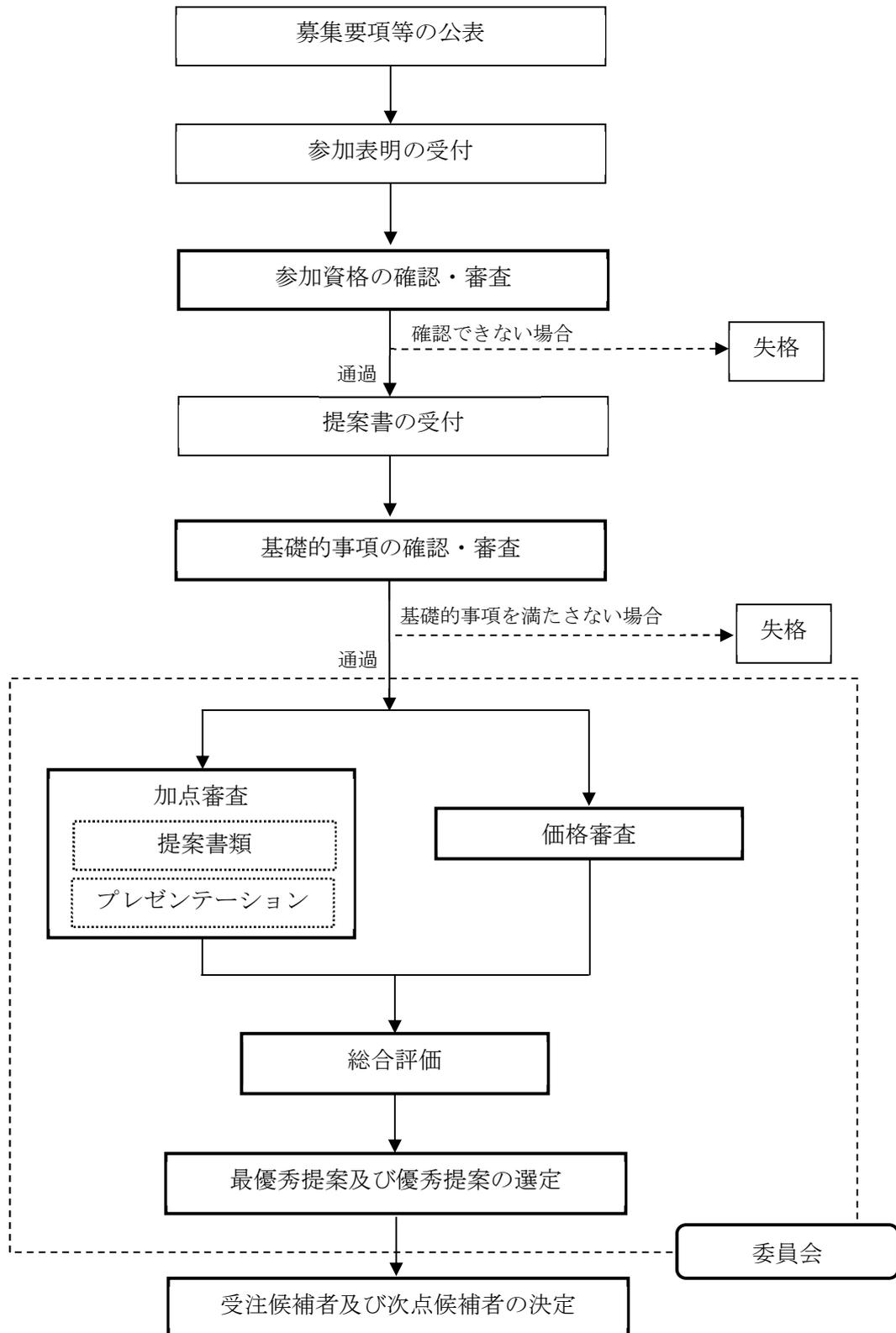
1	本書の位置づけ	- 1 -
2	受注候補者等の決定の手順	- 2 -
3	参加資格の確認	- 3 -
4	基礎的事項の確認	- 3 -
5	提案審査	- 3 -
(1)	加点審査	- 3 -
(2)	価格審査	- 3 -
(3)	総合評価	- 3 -
(4)	審査項目及び配点	- 3 -
(5)	加点審査の点数化方法	- 6 -
(6)	価格審査の点数化方法	- 7 -
6	受注候補者等の決定	- 7 -

1 本書の位置づけ

この審査基準は、「（仮称）門真市立生涯学習複合施設基本設計等業務委託募集要項」（以下「募集要項」という。）と一体のものであり、受注候補者を決定するに当たって、（仮称）門真市立生涯学習複合施設基本設計業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）が行う審査について、その方法や審査基準等を示し、参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものです。

2 受注候補者等の決定の手順

「（仮称）門真市立生涯学習複合施設基本設計等業務委託」の受注候補者等は、次の手順で提案内容を総合的に評価して決定します。



3 参加資格の確認

門真市（以下「本市」という。）は、参加表明時に提出された書類に基づき、募集要項に記載した参加者が満たすべき参加資格要件について確認します。参加者に対して、通過又は失格の参加資格確認結果を書面で通知します。なお、要件を満たさない参加者は提案書類を提出できません。

4 基礎的事項の確認

本市は、参加者から提出された提案書類について、次表に示す基礎的事項に該当していないことを確認します。確認の結果、基礎的事項について疑義等がある場合は、応募参加者に対して提案内容の解釈等に関する確認を書面で依頼し、それに対する回答（回答に伴う提案書類の訂正も含む）を受け付けます。その結果、一つでも次表に該当する事項があれば、当該参加者は審査対象除外となります。

基礎的事項
様式集に定めた提出書類（附属資料として求めているものを含む。）に遺漏のあるもの。
募集要項等に定める方法において作成されていないもの（ただし、誤字・脱字等提案内容への影響が軽微なものを除く）。
設計と条件を満たしていない可能性がある提案内容について、参加者に確認したものの、回答（回答に伴う提案書類の訂正も含む）に伴い見積価格内で事業の履行が困難と認められるものや提案内容の目的から逸脱することが認められるもの。
基本設計業務の見積価格が募集要項に定める限度額を上回ると認められるもの。

5 提案審査

(1) 加点審査

委員会は、基礎的事項の確認を通過した参加者の提案について、提案書類とプレゼンテーションによる審査を行い、審査項目ごとに得点を付与します。

(2) 価格審査

委員会は、基礎的事項の確認を通過した参加者の提案について、基本設計業務の見積額の審査を行い、得点を付与します。

(3) 総合評価

上記(1)及び(2)の採点結果を加算して総合評価点を算出し、合計得点が最も高い提案を最優秀提案として選定し、以下、合計得点順に順位付けを行い、2番目の提案を優秀提案として選定します。ただし、合計得点が配点の50%を下回った場合、当該提案は最優秀提案及び優秀提案として選定しません。

(4) 審査項目及び配点

審査項目並びに配点については、次表のとおりであり、次表は、本市が本事業に対して民間の創意工夫の発揮を期待する度合いを勘案して設定したものです。

各項目について、該当する様式に記載されている留意事項を踏まえて提案してください。

審査項目		様式	配点	
加點審査				
(1) 業務遂行能力				
1) 事業所の実績	<ul style="list-style-type: none"> 募集要項「I 3 (1) ウ」に示す公立図書館又は文化施設の設計業務の実績を複数有しているか。 募集要項「I 3 (1) ウ」に示す公立図書館又は文化施設の工事監理業務の実績を複数有しているか。 	様式5	14点	
2) 技術職員の経験と能力	管理技術者	<ul style="list-style-type: none"> 募集要項「I 3 (1) ウ」に示す公立図書館又は文化施設の設計業務の実績を複数有しているか(ただし管理技術者又は意匠担当として従事したものに限る)。 	様式6	21点
	意匠担当主任技術者	<ul style="list-style-type: none"> ①募集要項「I 3 (1) ウ」に示す公立図書館又は文化施設の設計業務の実績を複数有しているか(ただし管理技術者又は意匠担当として従事したものに限る)。 ②募集要項「I 3 (3) カ(イ)」に示す公共施設(公立図書館及び文化施設を除く)の設計業務の実績を複数有しているか(ただし管理技術者又は意匠担当として従事したものに限る)。 		
	主任監督員	<ul style="list-style-type: none"> 募集要項「I 3 (1) ウ」に示す公立図書館又は文化施設の工事監理業務の実績を複数有しているか(建築の監督員として従事したものに限る)。 		
(2) 本業務の実施方針				
業務の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> 門真市幸福東土地区画整理事業における複合施設の役割や、事前に選定した複合施設運営予定者とともに市民の意向を確認しながら施設計画を検討しているプロセスを理解した上で、これらを効果的に実現するための基本設計及び本市や複合施設運営予定者との円滑な業務遂行を実現するための考え方について、以下の内容が明確に示されているか。 ◇上記の役割や検討プロセスを理解した基本コンセプト ◇業務の実施体制 (基本設計業務、設計モニタリング業務、工事監理業務の伝達体制・方法も含む) ◇業務スケジュール ◇業務遂行上の配慮事項、設計上の課題 (複合施設運営予定者の施設に対する方針や意図を取り入れていく上での配慮事項も含む) 	任意	125点	
(3) 生涯学習複合施設の施設内容(特定テーマ)				
①複合施設と周辺との関係性に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> 京阪古川橋駅、周辺の商店街や住宅地、隣接する高層マンション、屋外広場等との調和に配慮した設計(建物の配置方針、まちのつながり、意匠、ランドスケープ等)の考え方が示されているか。 交流広場や屋外広場(市有地活用用地内)、特殊道路6号線(歩行者優先道路)沿いの賑わい形成に資する考え方が示されているか。 駅前という立地条件を踏まえ、賑わい創出だけでなく、防犯や防災など、安全安心で快適な空間とするための考え方が示されているか。 	任意	100点	

審査項目		様式	配点
② 施設計画・フロア計画に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・別冊4「設計と条件」に示す『5 運営者として希望する内観デザイン等に関する事項』について、基本的な事項を満たしつつ、当該内容を活かした施設計画の考え方が示されているか（建築構造や諸室配置、動線（利用者及びスタッフ）などの考え方）。 ・図書館や文化会館、カフェスペース等における利用者の多様な活動が相互に感じられるデザインの考え方や工夫が示されているか。 ・地域のコミュニティ拠点として、特に子どもや保護者にとって、快適で安心して利用できる施設とするための考え方や工夫が示されているか。 ・複合施設の利便性や学ぶ意欲の向上（学習環境の充実）に資する情報や設備に関する考え方や工夫が示されているか。 	任意	100点
③ エネルギーマネジメントに関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギーに関する考え方が示されているか。 ・ライフサイクルコスト（イニシャルコスト及びランニングコスト）に関する考え方が示されているか。 	任意	100点
計			460点
価格審査			
基本設計業務見積価格	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計業務見積価格 (最低提案価格／当該提案価格) × 配点 	任意	90点
計			90点
合計			550点

(5) 加点審査の点数化方法

「(1) 業務遂行能力」に対する加点審査は、下表に基づき得点を付与します。

審査項目		配点		
(1) 業務遂行能力				
1) 事業所の実績				
	・募集要項「I 3 (1) ウ」に示す公立図書館又は文化施設の設計業務の実績を複数有しているか。	3件 2件 1件	7点 4点 加点なし	14点
	・募集要項「I 3 (1) ウ」に示す公立図書館又は文化施設の工事監理業務の実績を複数有しているか。	3件 2件 1件	7点 4点 加点なし	
2) 技術職員の経験と能力				
管理技術者	・募集要項「I 3 (1) ウ」に示す公立図書館又は文化施設の設計業務の実績を複数有しているか（ただし管理技術者又は意匠担当として従事したものに限る）。	3件 2件 1件	8点 4点 加点なし	21点
意匠担当主任技術者	①募集要項「I 3 (1) ウ」に示す公立図書館又は文化施設の設計業務の実績を有しているか（ただし管理技術者又は意匠担当として従事したものに限る）。 ②募集要項「I 3 (3) カ (イ)」に示す公共施設（公立図書館及び文化施設を除く）の設計業務の実績を有しているか（ただし管理技術者又は意匠担当として従事したものに限る）。	最大3件のうち ①2点/件×件数 ②1点/件×件数 の合計点で評価	6点	
主任監督員	・募集要項「I 3 (1) ウ」に示す公立図書館又は文化施設の工事監理業務の実績を複数有しているか（建築の監督員として従事したものに限る）。	3件 2件 1件	7点 4点 加点なし	

「(2) 本業務の実施方針」及び「(3) 生涯学習複合施設の施設内容(特定テーマ)」に対する加点審査は、次に示す5段階評価により得点を付与します。

評価	判断基準	点数化方法
A	特に秀でて優れている	各項目の配点×1.00
B	秀でて優れている	各項目の配点×0.75
C	優れている	各項目の配点×0.50
D	わずかに優れている点を認める	各項目の配点×0.25
E	(要求事項等を満たしているものの) 優れている点が認められない	各項目の配点×0.00

※「配点×掛け率」の結果(少数点以下)は、加点審査の合計において小数点第2位を切り捨て、小数点第1位まで取り扱うこととする。

(6) 価格審査の点数化方法

価格審査は、見積価格(税抜)を提案金額とし、以下の方法で点数化します。

価格審査点

= 基本設計業務見積書の(最低提案価格/当該提案価格) × 配点 90 点

※価格審査点(小数点以下)は、小数点第2位を切り捨て、小数点第1位まで取り扱うこととする。

6 受注候補者等の決定

本市は、委員会による最優秀提案及び優秀提案等の選定結果を踏まえ、受注候補者及び次点候補者を決定します。